

宮古地方振興局長告示第5号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定相談支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成19年3月20日

宮古地方振興局長 大矢正昭

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0330200056	地域活動支援センター みやこ	宮古市崎鉾ヶ崎第 4地割1番地11	宮古市緑ヶ丘2番3 号	平成19年4月1日